

議案第71号

さいたま市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
さいたま市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(消防長の資格)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 市の行政事務に従事した者で、さいたま市事務分掌条例(平成14年さいたま市条例第74号)第1条に規定する局等(市長公室を除く。)の長の職その他市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第2条 消防組織法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に1年(市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令(平成25年政令第263号)第2条第1号に規定する消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ、同号に規定する消防庁長官が定める期間を控除した期間)以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。